

天王町
 本籍数 3,998
 本籍人口 14,033
 世帯数 2,721
 住民登録人口 13,115
 内 男 6,516
 女 6,599
 4月1日現在



天のてんてん

第26号 昭和41年5月1日発行

発行所
 秋田県天王町役場
 (天王局 1番42番 135番)

編集
 天王町役場企画室

印刷
 一日市印刷所
 電話 38番

◆八郎潟中央干拓地◆ 入植の募集近づく

八郎潟中央干拓地への入植募集がいよいよ六月中旬に行なわれる。第一回(四十二年十一月入植予定)の募集は、約七百五十ヘクタールの予定だが「入植申込み書」の提出は、官報に募集公告された日から三十日以内となり短時日だ。入植希望者は、いまから十分心がまえを定めておくことが望ましい。

総工費三百六十億円

八郎潟干拓事業も総仕上げに近づいた。そして最初の入植募集も近づいた。かつては琵琶湖(びわこ)に次ぐ湖だった八郎潟も、いまは二万二千七百七十三ヘクタールのうち四分の一を調整池として残すだけ。干拓された一万七千四百三十ヘクタール(周辺干拓地千五百六十ヘ

クタールを含む)の土地は、広大な田んぼとして、近代的な農村として新しいいぶきを始めています。中央干拓地は昨年度にほとんど干拓を終わり、同時に「八郎潟新農村建設事業団」が発足。新農村建設に必要な諸事業や入植者の受け入れ準備を着々と進めている。干拓工事にはこれまで二百八十億円の国費が投じら

れてきたが、総工費は三百六十億に達するとみられている。また、これとは別に新農村建設のための事業費は、二百数十億円が見込まれている。

八郎潟の営農計画は、将来の日本農業のモデルとなるような生産性および所得水準の高い農業経営を行なうことを主眼としており、したがって、経営規模や営農方式は従来の干拓地の場合と異なり、かなり思いきった考え方を採用している。

入植者は全国から募集され、その中から優秀な適格者を選定することとしている。入植者は原則として、次のすべての資格条件をみたす者であることが必要とされている。

①八郎潟新農村建設事業の意義を十分理解し、模範的な農業経営の確立に意欲をもちやしている者である。

土地は個人配分で、一戸当たりの配分面積は五、七、五、十ヘクタールの三種のうちの、どれでも入植者任意に選択できることになつてくる。圃(ほ)場の単位は六十ヘクタールで、この中に同一規模の希望者を集めることにしている。

この干拓地で栽培するものは当量は水稲だけで、機械で直播

る方法をとる。田植えや手刈りのように、春秋の農繁期に人を雇い入れる必要もなく、トラクター、コンバインを中心として農作業を行なう。

入植条件

②入植に先立つ一年間の訓練で機械による直播など新しい農業経営に必要な知識技能を習得する能力があること。

③入植時に二十〜四十歳(とくに身体強健で営農経験の豊かな者は四十五歳まで)で、機械を中心とする強度の労働に耐えられる十分な体力があること。

④営農に従事できる労働力が成年男女二人以上に相当するものであること。(入植時までの確実に達する者や、農業生産法人などで協業経営するものもさしつかえない。)

⑤入植後の営農について、事業団などの指導のもとにたがいに協力し、とくに水利用、作付けの協定、機械の協同利用などについて十分協調できる者であること。

⑥携行資金として、入植後の営農を圧迫するおそれのある負債の額を差し引き、(1)一年間の訓練期間および入植初年目の生計費(2)入植初年目の物財費を携行できること。(おのおの別表のとおり)

入植申込みとスケジュール
 入植希望者は、農林大臣が土地配分計画に基づく予定配分面積などを、官報に公告した日(

六月上旬の予定)から数えて三十日以内に、町長を経由して地方農政局長あてに配分申込み書を提出しなければならない。また、入植は四十二年以降年度にわたって行なわれるが、強度の労働、年々の償還金の支払いのほか、予期できない困難もあるうし、とくに初期の入植者で場合によっては、一層大きな困難にあうことも考えられる。将来の栄光をめざし、十分の覚悟をもつて入植されることが望まれる。

なお、第一回入植のスケジュールはおおむね次のようになっている。

- ▽募集公告 四十二年六月上旬
- ▽申込み締切り 七月上旬
- ▽面接試験 八月下旬
- ▽入植者の決定 十月下旬
- ▽訓練所入所 十一月上旬
- ▽訓練所退所 四十二年十月下旬
- ▽入植 四十二年十一月上旬
- ▽耕作開始 四十三年四月上旬

入植者の携行資金 (別表)

家族人員 配分面積	入植者の携行資金 (別表)						備考
	1	2	3	4	5	6	
(ha)	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
10	125	140	155	170	185	200	・訓練期間中の生計費 10万円
7.5	100	115	130	145	160	175	・初年目の生計費 1人 15万円
5	75	90	105	120	135	150	・初年目の物財費 1ha 10万円

窓口を一本化

事務改善スタート

町では町民へのサービスと行政事務処理の近代化、合理化をより一層推進するため、四十一年度から役場の機構改革と事務改善に着手している。

機構改革については、すでに三月町議会で可決された「課室設置条例改正案」に基づき、企画室、総務課、税務課、経済課建設課、町民課、収入役室の二室五課を設置。これにともなう異動が四月一日付で行なわれた。

この機構改革は、①新産都市建設などを含む重要政策や、長期経済計画に対する企画室の充実 ②事務量が多くなり、また複雑化している経済土木課の事

務分離による能率化 ③教育民生課の明確化——などを図るとともに、続いて行なわれる事務改善に備えるための考慮がなされている。

また、これまで二階で事務をとっていた教育委員会と農業委員会も、四月から一階に移り、あいた二部屋は会議室とし、これまでの会議室とあわせて広く町民に利用していただくことになった。

一方、事務改善は「行政事務処理改善委員会（委員長伊藤総務課長）」を設置。四十二年度からの実施をめざして諸準備を進めている。

これは、総合的な施策を行な

う上の各課室間のヨコの連絡をよくするとともに事務の簡素化を図り、さらに、窓口を一本化して、町民本位の事務態勢を整えるものである。とくに、直接住民に接するサービス部門の改善に重点がおかれ、本町の地域性を考えた改善策が検討されている。

たとえば、住民がなんらかの届け出に来庁した場合、各窓口を一つ一つまわって別々に届け出や申請するという手数はなくなるようになる。受付に用件をつけると、あとはそれに関連付随した事務が各係でオートメ式に処理されるというものである。

役場事務の量は、年々ふえる一方複雑になってきており、これに対処するべき大幅な事務改善と機械化が進められている。県内では十和田町、田代町、琴浜村などが早くからこれに手を

はうなづけない点もあるが、若年層の他県流出が、いまだに続いていることはたしかである。

本町の場合も、毎年百人前後の自然増加（出生数から死亡数をひいたもの）があり、しかも年々平均寿命はのびておりながら、実質的に増加するのはその半分のみに満たない実情だ。依然として、都市部への流出は続いている。

天王町の人口は、昭和十四、十五年を境にして、以前はだいた

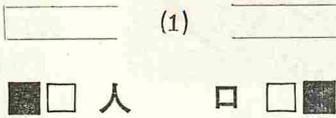
い男が多く、その後ずつと女が多勢を占めている。昨年の国調では、男五千六百九十四人に對して女六千二百十五人で、その比率は百対百九・一児玉を除いた他部落は全部女が多い。ちなみに人口の部落順位をいうと天王、二田、大崎、出戸、江川、羽立追分、塩口、児玉、中羽立、渋谷となつて

いる。

た、本県の場合には出かせぎ者が多く、十月一日調査の減数を全面的に、県人口の減少へと

昨年十月一日の国調（国勢調査）によると一千万九百九十九人。昭和

統計てんのう



三十五年の同調査に比べ、六十二人増加した。この人口は県内七十二市町村（大湯村除く）の三十四番目に当たり、南秋田郡では五城目町の一万八千八百六十人に次いでいる。また、三位の琴浜村より千九百九十五人多い。五年間で六十二人といえは、大きな増加ではないが県人口は昭和三十五年をピークに年々減少。昨年は百三十万人台をわり、百二十七万九千八百三十五人と五年前より五万五千七百四十五人も減っている。五年前よりふえているのは、秋田市、天王町など四市町村だけで、他の六十八市町村はいずれも少なくつた。このような現象をみれば、六十二人という数字も案外貴重なものといえよう。

若年層は都市へ流出

税金に不服があるとき

先にみなさんが行なつた「申告」に対して、税務署から税金の更正決定をうけたり、または滞納処分などをうけて不服があるときは、次のような申し立て手続きをすることが出来ます。

①不服の申し立てとしては、異議の申し立て、または審査請求をすることが出来ます。②異議の申し立ては、処分をうけた日から一ヶ月以内に税務署長に提出することになります。

人口密度は県の三倍

また、三十五・二一平方キロメートルに一万九百九十九人という人口の密度は、秋田県で八番目に高く、一平方キロメートル当たり三百三十八人。全県一の八郎潟町（五百三十六人）には大

部差があるが、秋田県の百十人という人口密度の三倍以上に達している。大きな山も川もない本町は、秋田県の人口密集地ともいえるようだ。

一方、世帯数は年々増加の一途をたどり、昨年の国調で二千五百五世帯。五年間で二百六十七世帯もふえている。とくに追分、北野地区の増加が著しい。

一世帯当たりの人数は、始めて五人台を割り四・七五人となった。少なく生んでいじに育てるといふ最近の風潮は、本町の場合もその例外ではないようである。

注：四十年国調の数字は概数

③異議申し立ての決定になお不服がある場合は、さらに国税局長に対して三ヶ月以内に審査請求することができます。④異議申し立てをうけた税務署長は、三ヶ月以内に回答することになります。

役場異動

町は、今年度から役場事務の大幅な改善にのりだしたが、これにさきだち、四月一日付で定期異動を含む人事異動を次のように行なつた。今回の異動は(1)企画室の設置(2)これまでの教育民生課を町民課としたこと(3)経済土木課が建設課、経済課に別れたこと……などによる配置替えが主である。よろしくお願ひします。(カッコ内前職名)

◆昇格
財政係長三浦勝視（収入役室）
文書係長菅生岩蔵（財政係）
◆配置替え
企画室
▽企画係戸田勝也（企画室）
▽調査係鈴木正克（総務課）
税務課
▽賦課係長三浦牧男（町民税係長、▽賦課係長心得沼田紀三（固定資産税係長心得）
町民課
▽町民課長大越万治郎（教育民生課長）、▽町民係長安田鉄雄（戸籍住民登録係長）、▽年金係長島山照雄（衛生係長）、▽保険衛生係長心得三浦利栄（国保係長心得）、▽同係税務課勤務武藤守（年金係）、▽同係菅生市蔵（衛生係）、▽同係鈴木清水（水道係）
建設課
▽建設課長心得山寺富治（経済土木課長心得）、▽管理係長西村輝三（水道係長）、▽同係桜庭余三郎（水道係）、▽同係税務課勤務成田忠（国保係）
経済課
▽農政係長大関良作（経済課

庶務係長）、▽農政係兼商工係山初善男（同課畜産係）、▽農政係柏崎金光（同課勤務）、▽同係古山良雄（同課庶務係）
収入役室
▽出納係藤原稔子（経済土木課）
◆出向
▽教育委員会石川光男（教育民生課民生係）
◆採用
戸田栄春、鈴木正克、山寺栄貴子。
保育所
—四月一日付け—
▽大崎保育所今井裕（天王保育所）、▽穂丈谷地保育所島山智恵子（同）、▽天王保育所外山慶子（大崎保育所）、▽同菅生キク（穂丈谷地保育所）

◆新しい教育委員
町教育委員会は四月二十八日社会教育委員を次のように決めた。（任期二年）
▽天王石黒俊蔵、児玉ハチ▽江川伊藤馨▽下出戸佐々木吉太郎▽上出戸菊地米吉▽追分安田末蔵、佐藤キヤ▽北野村野節子▽二田伊藤信一、八柳智恵▽児玉児玉長栄▽大崎菅原金之助▽羽立安田為太郎▽中羽立菅生民雄▽渋谷戸田ヘル▽塩口桜庭堅藏▽蒲沼鎌田良樹▽細谷菅原良藏▽学校校長京極浩、鎌田貞治

四十二年PTA役員
天王中学校 ▽会長三浦兼男
▽副会長桜庭周光、京谷周太郎
石黒クニ、鎌田貞治
石黒クニ、鎌田貞治
▽副会長菅生秀男、桜庭つ、石橋作四郎
東湖小学校 ▽会長京谷仁太郎、▽副会長柏崎佐一郎、石黒クニ、京極浩
出戸小学校 ▽会長加賀谷一郎、▽副会長菊地堅一郎、佐々木アヤ子、阿部栄作
追分小学校 ▽会長安田末蔵
▽副会長村野昭夫、相沢敬次郎

▽副会長村野昭夫、相沢敬次郎

▽副会長村野昭夫、相沢敬次郎

▽副会長村野昭夫、相沢敬次郎

▽副会長村野昭夫、相沢敬次郎

モデル水田を設置

健康な稲作り運動

町と町技術連絡協議会は、四十一年度「健康な稲作り運動」の一環として、かねてから計画していたモデル水田を設置することになった。

これは、稲作栽培の省力化と安全多収(反当十俵)をはかるとともに、今後の水稲栽培に展示的な役割を果たそうというものである。

今年度のモデル水田は、二十アール(二反)ずつ三ヶ所に設置。技術連絡協議会から推薦された農家に委託し、町内各農業団体の技術者間で統一された設計に基づいて実施される。モデル水田の設計書は次のとおり。

二田新町に決まりました

二田住宅地域の地域名は、四月一日から「二田新町(しんまち)」となった。

同地域では、昨年九月に新地域名を決めるための発起人会(代表船山毅氏)を結成。懸案の名称決定にのりだしていたが、同地域百二十世帯からアンケートをとった結果、「二田新町」が大多数で、四月一日からこの名称でよぶことになった。

発起人会は、四月一日付でこのことを各機関に通知したあと解散。今後は各人が地域外に「二田新町」をアツピールし、「住宅」という名称を返上してゆくことになった。が「これからは二田新町とよんでください」と町民に望んでいる。

一、設置場所

▽一区 天王字不動下(石川兼五郎)、▽二区 大崎字碓(三浦基五郎)、▽三区 天王字江川上谷地(佐々木木太郎)。

二、苗しる管理

。スタム乳剤による雑草防除(本葉三枚) 一〜三区。病害虫防除(共沢組合一斉防除)。温度管理の適正。

三、田植え

。五月十五日前後(品種ネシロ、三本植え) 一〜三区。栽植密度 一区一九寸×六・五寸、二区一尺×五・五寸、三区七・五寸×七・五寸。

四、施肥設計

別表のとおり。

五、防除体系

。ニップ剤(田植え前三日) 一〜三区。中耕除草(田植え後二週間) 一〜三区。水下中CP(六月下旬) 一〜三区。

六、病害虫防除(一〜三区予察田兼) 。

。ニ化めい虫一世代Ⅱガンマーニキログラム。葉いも

(別表)

基肥	1 区			2 区			3 区							
	PCP	尿素	化成	45号	30kg	尿素	複合	磷加	安888号	30kg	磷加	苦土	安	30kg
重焼					10kg	重焼								12kg
硫安					7kg	硫安								
追肥	P 尿化成			10kg	尿素	複合888号			10kg	磷加	苦土	安	20kg	
成分	N7.4kg P9.5kg K12.0kg					N8.0kg P9.7kg K12.0kg				4kg	8kg		10kg	
分量													10kg	
成量										N7.6kg	P9.7kg		K11.5kg	

(推肥 1,000kg 全区)

カスミン、キタジンのいづれかを使用。
七、その他
落水、その他については診断により随時行なう。

事故のない平和な町に

十一日から交通安全旬間

「春の全国交通安全運動」が五月十一日から二十日までくりひろげられる。

秋田県では、交通事故で三日に一人の死者、一日に七人の重軽傷者をだしています。本県は昨年中に二千五百三十四件の事故が発生し、百二人もの尊い人

の五十%という数字をだしています。また「酒よ運動、スピード違反、無免許運転、無理な追い越し、ひき逃げ」などの交通暴力による事故は、全体の二十五%に当たり、四十三人の死者と七百四十四人の重軽傷者をだしています。

本町も男鹿街道をトツツに、最近ではいたるところで事故が発生、年々多くなっています。人は終始受け身であり、一人事故が起きるととりかえしがつかないほど悲惨です。

道を歩く人も車を運転する人も、子どもさんもお母さんもみんなが注意して、私たちの町を事故のない平和な町にしよう。ことしの交通安全スローガンは次のように決まっています。みんなで身につけて、事故をゼロにしましょう。

「一般的なスローガン」

- 世界の願い交通安全
- ▼ 歩くやりに乗る身になつてお
- ▼ 踏み切りだ鳴らせ心の警報機
- ▼ 安全は一秒一歩を待つゆとり
- ▼ 急ぐほど事故があなただを追つてくる
- ▼ ゆずるだろう止まるだろう
- ▼ が事故のもと
- ▼ そういわずまあいつばいが事故のもと
- 「歩行者のスローガン」
- ▼ もう一度よく見て渡れ手をあげて
- ▼ 歩くまい車のすぐまえをうしろ
- ▼ 危険です道路の遊び立ち話
- ▼ やめようね道路へパットとおびだす
- ▼ お母さん幼児は右に手を引いて
- ▼ かたまつてベダル踏むまい
- ▼ 歩くまい
- 「運転者のスローガン」
- ▼ ブレーキは早目にノスピード

活動目標などきめる

町婦人会(真壁キヤ会長)は四月六日役会議室で役員総会を開き、四十一年度の運動方針などを話し合つた

まず、武藤キクエさんの辞任にとまなう新事務局長に島崎ギノさんを選出したあと、郡役員総会の結果を報告。つづいて四十一年度の活動目標と行事計画を次のように決めた。

活動目標

- 一、病人見舞いのお返し全廃。
- 一、青少年の健全育成(不良化防止)
- 一、学校などと連絡をとり、とくに、未成年者に酒やたばこをのませないよう指導することをに重点をおく。
- 一、郷土美化運動
- 一、ゴミ処理(とくに家庭の処理)の問題に重点をおく。
- 一、交通安全運動
- 一、歩行者も交通規則をよく覚え、明るく正しい選挙運動
- 一、次の「選ぶべからず」十二

- ① 選挙に金をかける人
- ② どこへも名前を出したがる人
- ③ やたらに金品を寄付する人
- ④ ペコペコおじぎをしてある人
- ⑤ 親分の名でいばる人
- ⑥ 思や情でからむ人
- ⑦ 後援会をつくりたがる人
- ⑧ 他人の意見でごまかす人

- ⑨ 会議より二次会のすきな人
- ⑩ 違反や汚職に関係した人
- ⑪ 家庭の平和を保てぬ人
- ⑫ 暴力を用いる人
- 行事計画
- △五月(六月末まで) 日赤募金(白い羽根)へ協力。△八月 郡大会(八郎町)参加。
- △九月 県婦人体育祭参加、敬老会接待。△十月 共同募金運動に協力。△十一月 活動目標の中から選んで講習会開催。△一月 天王、琴浜地区婦人問題研修会(琴浜村)参加。成人式接待。△三月 総会。

農薬事故をなくそう

農薬による事故を未然に防止するため、ことしも「農薬危害防止運動」が五月五日から一ヶ月間実施されます。

農薬の散布中または散布後は

- (1) からだの悪い人、手足に傷のある人、生理日の婦人、年少者、老人は作業に従事しないようにすること。
- (2) 中毒した場合は、その中毒が重いとときは治ゆしてから一ヶ月、軽いとくても一週間は作業に従事しないこと。
- (3) 散布作業は同一人が連続して何日もやらないこと。
- (4) 必ずマスクをし、防水した帽子、ゴム手袋、長そでの上衣、長ズボン、長くつを着用し、服装は完全なものとする
- (5) 作業中ひどく散布液を浴びた者は、すぐ交代し、直ちに石けんで身体をよく洗い、新しい衣服にとりかえること。
- (6) 作業中はたばこをすわないこと。食事の前は必ず手や顔をよく洗い、うがいをすること。
- (7) 作業は、日中の暑いときを避け、朝夕の涼しい時間を選んで行なうこと。

